

青色申告会の税制改正要望が実現しました これからも個人事業者のための税制を要望していきます

令和9年分から青色申告特別控除が見直されます

成果1

控除額の上限が75万円に引き上げられます。見直しの概要は次のとおりです。

対象者		記帳方法		申告方法		控除額
		手書き帳簿	会計ソフト	電子申告	書面提出	
▶事業所得者 ▶事業的規模の不動産所得者	複式簿記	—	※1	○	—	75万円
		○	○	○	—	65万円
		○	○	—	○	10万円
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者		○	○	○	○	10万円
		○	○	○	○	10万円
▶事業所得者または不動産所得者で前々年の収入金額が1,000万円以下の方※3 ▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	簡易帳簿	簡易帳簿で記帳できるのは左の方に限定されます※2		○	○	10万円
		簡易帳簿で記帳できるのは左の方に限定されます※2		○	○	10万円
		簡易帳簿で記帳できるのは左の方に限定されます※2		○	○	10万円

※1 ●印は「優良な電子帳簿(訂正削除履歴等)」、「請求書データ等との自動連携」のいずれかに対応する会計ソフトに限定されます。●印の条件を満たしても、書面提出では10万円控除になります。

※2 令和9年分以後は複式簿記での記帳が求められる方が簡易帳簿(簡易簿記)で記帳すると、青色申告特別控除が適用できません(控除額がゼロになります)。

※3 事業所得と不動産所得の両方がある場合は、いずれも前々年の収入金額が1,000万円以下でなければいけません。

インボイス制度の経過措置が延長されます

成果2

① 納税額を売上税額の2割とする2割特例は、割合を3割に見直し、個人事業者に限って2年延長され、令和9年分と10年分の申告で利用できます。

② インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置は、適用期間や控除可能割合を次のとおり見直し、適用期限が2年延長されます。

- ・令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%
- ・令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%
- ・令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

個人版事業承継税制の申請期限が延長されます

成果3

青色申告をしている個人事業者の事業承継で相続税や贈与税の負担を全額猶予・免除する個人版事業承継税制は、令和8年3月31日の申請期限が令和10年9月30日まで延長されます。



(注)掲載内容は、令和8年1月に開催される通常国会で法案が審議され成立する予定です。